

第六十四回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和四十五年十二月十八日(金曜日)

午後六時五十六分開会

委員の異動

十二月十八日

辞任

久次米健太郎君

補欠選任

金丸 富夫君

出席者は左のとおり。

理事

亀井 善彰君

高橋雄之助君

達田 龍彦君

村田 秀三君

沢田 実君

委員

青田源太郎君

金丸 富夫君

小枝 一雄君

小林 国司君

櫻井 志郎君

鈴木 省吾君

田口長治郎君

森 八三三君

和田 鶴一君

川村 清一君

北村 暢君

武内 五郎君

中村 波男君

前川 且君

宮崎 正義君

向井 長年君

河田 賢治君

国務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官

農林省農政局長

農林省農地局長

常任委員会専門員

宮崎 正義君

中野 和仁君

岩本 道夫君

宮田 秀雄君

本日の會議に付した案件

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米穀の基本政策確立に関する請願(第二号)

○花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願(第三号)(第一七八号)(第三二二一号)(第三三〇号)(第四四五号)(第四八七号)

○果実等の輸入自由化阻止に関する請願(第六九号)

○食糧管理制度堅持に関する請願(第一七〇号)

○さけ・ますはえなわ漁業の流し網漁業への転換促進に関する請願(第一七一号)

○林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願(第一七二号)(第三〇八号)(第三二七号)(第四二二号)

○米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願(第三〇九号)(第三二八号)(第四〇三号)

○米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願(第三一〇号)(第三二九号)(第四〇四号)

○農薬の安全使用並びに農産物の安全確保に関する請願(第三九二号)

○漁港の整備促進等に関する請願(第五〇五号)

○仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願(第五九〇号)

○繼續調査要求に関する件

〔理事高橋雄之助君委員長席に着く〕

○理事(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。

本日、久次米健太郎君が委員を辞任され、その補欠として金丸富夫君を選任いたしました。

○理事(高橋雄之助君) 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに尽きたようでございまして、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に意見もないようですので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

農薬取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

亀井善彰君から発言を求められておりますので、これを許します。亀井君。

○亀井善彰君 ただいま可決されました農薬取締法の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同による附帯決議案を私から提出いたします。

案文を朗読いたします。

農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農薬の使用に伴う残留毒性等の問題の発生に対処し、農薬の品質の適正化と安全使用の徹底に努め、国民の健康の保護、環境汚染の防止等を強力に進めるため、政府は、本法の施行にあたり、左記事項を十分検討し、その達成を図るべきである。

記

一、低毒性農薬、生物防除剤等の開発、実用化を促進するとともに、作物残留性農薬等の指定にあつては、農薬の危害防止を徹底するため、適切なかぎりその指定範囲を拡大するよう配慮すること。

二、農薬の登録審査の強化等に対応し、検査体制の充実を図り、検査の実効を確保し、さらに公的試験研究機関、残留農薬研究所等の整備を期するため、予算措置等とよく配慮すること。

三、農薬残留許容量と安全使用基準については、科学的な調査に基づき、厳正な基準の設定を早急にとりすめ、農薬の安全使用と指導に努めるとともに、かつまた残留性農薬の検出等の監視体制を一段と強化し、消費者および農業者の不安を除くよう努力すること。

四、既登録農薬の残留性の検証を早急に始め、市販農薬の安全性を確保するとともに、汚染農作物の廃棄等による農産物への影響に対処しては、農家の経済と経営安定のため必要な措置を講ずること。

五、農薬の適正な使用を図るため、病害虫防除所、病害虫防除員等の充実、共同防除の推進、予算の確保等により防除体制の整備に努

め、あわせて農薬使用者の被害が防止されるよう指導すること。

六、森林に対する農薬撒布については、環境汚染、その他の副次的危害を防止するよう考慮すること。

とくに245Tなどフェノキシ系除草剤の使用は、その催奇性の毒性に着目し、慎重かつ早急に調査検討を行ない、使用中または使用制限等の所要の措置を講ずること。

七、母乳汚染問題の現状にかんがみ、BHC、DDT等については、早急に調査しその汚染源を断つため、すみやかに全面的な使用中止等、所要の措置を講ずること。

八、販売禁止された農薬については、製造業者等の回収措置が実効を期せられるよう、法の運用、指導の強化を図ること。

以上であります。

○理事(高橋雄之助君) おはかりいたします。

亀井君提出の附帯決議案に御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。

よって亀井君提出の附帯決議案は全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと存じます。

○理事(高橋雄之助君) 次に、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに尽きたようでございますので、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

なお、修正意見のある方は討論中にお述べ願います。

○河田賢治君 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する修正案を日本共産党を代表して提案いたします。

案文の朗読は省略して、修正案の趣旨の中心点に限り、修正案要綱によって説明いたします。

今回政府が、農作物の生育阻害防止を含めた本法案の提出に踏み切ったことは、深刻化した土壤汚染の現状を改善する上で、一定の積極的意義を果たすものとして評価するものであります。しかしながら、政府提出法案は、土壤汚染そのものを未然に防止する点をはじめ、幾つかの弱点を残しているものであります。

したがって、私は、本法案の趣旨、目的を貫くために次の諸点についての修正を提案するものであります。

修正点の第一は、第一条の法の目的において、土壤汚染の発生源としての企業責任を明確にし、発生源で防止するという公害防止の原則に立つて、企業に対する規制を本法において行えるようにすることであり、

歴史的には、足尾銅山による渡良瀬川鉛毒事件に端を発し、今日全国化するに至ったカドミウム汚染の実態が示すものは、農用地土壤汚染がことごとく鉱山、精錬所を中心とする企業活動によってもたらされたという点であります。

本法案が汚染の未然防止をうたい、事業者責務を明記した基本法の実施法であることからみても、発生源の責務とその規制をうたうことは不可欠の要件だと考えるものであります。

修正点の第二は、土壤汚染が、有害物質のきわめて微量な排出によっても、長期にわたる蓄積によつて汚染がもたらされ、また、水と大気双方からの相乗汚染を受けるといふ水質汚染、大気汚染とは異なる特殊性からみて、一そう厳しい排出規

制を要する点についてであります。

この立場から、私は、土壤の環境基準を維持する上で必要な排水基準、排気基準を本法によつて独自に定めることとし、あわせて、都道府県知事による土壤汚染施設設置の許可制、立ち入り検査、改善命令、操業停止命令等必要な監督、規制措置を行なえるようにする点であります。

修正点の第三は、農用地土壤汚染対策計画を定める場合は、関係被害農民の三分の二以上の同意を要する点であります。

本法の趣旨からみて、対策計画が、被害農民の要求を第一義的に尊重すべきことは当然であります。

ところが政府案では、この立場からする、計画決定の民主的手続に欠けるばかりか、計画内容を、費用、緊要度等によつて規制する条項を含んで、照して、きわめて不十分と言わざるを得ないのであります。

その他、政府案では全く救済措置のない汚染農作物について、事業者の無過失責任制の挿入と、それに基づく事業者の費用負担、被害補償を明確にすること、さらには、土壤環境基準の都道府県による上乗せ規定を加えることを提案するものであります。

以上、農用地の土壤の汚染防止法案に対する修正案の趣旨説明といたします。

委員各位の御協力によりまして可決されんことを要望し、説明を終わります。

○理事(高橋雄之助君) ほかに御意見もないようですので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

まず、討論中にありました河田君提出の修正案を問題に供します。河田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(高橋雄之助君) 少数と認めます。よって、河田君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部を問題に供します。本案を原案とお可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

村田秀三君から発言を求められておりますので、これを許します。

○村田秀三君 ただいま可決されました農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同による附帯決議案を私から提出いたします。

案文を朗読いたします。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当つては、農用地の土壤汚染防止のため極力汚染源の早期発見と事前防止に努めるとともに、速かに土壤汚染の除去及び汚染農用地の利用の合理化を図るため、特に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、カドミウムのほか特定有害物質の追加指定を促進し、食用農畜産物の汚染の許容限度を定め、及び林地等を含めたすべての土壤の汚染に関する環境基準の設定を検討する等、速かな土壤汚染防止等に関する措置の充実に努めること。

二、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づき、都道府県知事の定める排水基準及び排出基準並びに汚染源に対する監視・監督等に関し、土壤汚染防止が十分図られるよう万全の措置を講ずること。

三、都道府県知事が対策計画を定めるに当つては、関係市町村等地元住民の意向を十分反映させるとともに、計画の速かな策定のための経費の援助等に十分意を用いること。

四、対策計画の実施に当つては、その確実な実

施を図るはもちろん、可及的に公害防止事業費事業者負担法の事業として施行するものとし、その他の場合においても極力農業者の負担が軽減されるよう経費の助成に努めること。

五、特別地区について農作物等の作付け等に関する勧告を行なうに当つては、作付転換に対する積極的な技術的財政的援助に努めるものとし、農業者の損失の救済についても特段の指導を行なうこと。

六、農用地の土壌の汚染の調査測定については、その調査測定体制を整備充実して速かな実施を確保し、あわせて研究機関、研究組織、研究員の養成確保等に努めて試験研究の推進を図ること。

七、対策地域外においても土壌汚染の防止及び除去等に関し、適切な措置を講ずること。

以上、提案申し上げます。
○理事(高橋雄之助君) おはかりいたします。村田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○理事(高橋雄之助君) 全会一致と認めます。よって、村田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。
○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと存じます。

○理事(高橋雄之助君) なお、両案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 次に、請願第二号米穀の基本政策確立に関する請願外二十二件の請願を議題といたします。

本委員会に付託されております二十三件の請願は、一応専門員のもとで整理してもらい、本日の理事会において審査いたしました結果、請願第二号米穀の基本政策確立に関する請願、第三号、第一七八号、第三二二号、第三三〇号、第四〇五号及び第四八七号の花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願、第一七〇号食糧管理制度堅持に関する請願、第一七二号、第三〇八号、第三二七号及び第四〇二号の林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願、第三〇九号、第三二八号及び第四〇三号の米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願、第三二〇号、第三二九号及び第四〇四号の米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願、第五〇五号漁港の整備促進等に関する請願、第五九〇号仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願、以上二十件の請願は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付することを要するものとし、請願第六九号果実等の輸入自由化阻止に関する請願、第一七一号及び第一七二号はえなわ漁業の流し網漁業への転換促進に関する請願、第三九二号農業の安全使用並びに農産物の安全確保に関する請願以上三件の請願は、保留とすることに意見の一致を見ました。

つきましては、理事会の審査のとおり決定することに御異議ございませんか。
○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 継続調査要求に関する件

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

鉛、砒素、銅、亜鉛を加える。
第三号第一項を「都道府県は、条例の定めるところにより、当該都道府県内の一定の地域で、農用地の土壌の汚染が環境基準をこえる地域、及びこえるおそれのある地域を農用地土壌汚染対策地域として指定するものとする。」に改め、第二項を削り、第三項中「都道府県公害対策審議会」を「公選制の都道府県公害委員会」と改め、第四項中「農林省令」を「条例」に、第五項中「政令」を「条例」に改め、同条を第九条とする。

第四号、第六号、第七号、第十号及び第十一号を削る。
第五号第一項中「又はその汚染に係る農用地(以下「汚染農用地」という)の利用の合理化をはかるため」を「又は改良・復旧をはかるため」に改め、第二項中「農林省令」を「条例」と改め、第二項一を削り、二号ハのうち「利用上の合理化を図るための」を削り同号を一と改め、三を二と改め、四を三と改め、同条第三項、第四項第五項を削り、第二項の次に次の二項を加え、第六項を第五項とし、同条を第十号とする。

3 都道府県知事は、計画を定めようとするとき、関係市町村長の意見をきき、都道府県公害委員会の議を経ると共に、関係農民の三分の二以上の同意を得なければならない。
4 都道府県知事は、計画を定めたときは、すみやかに農林大臣に報告するものとする。

第八号第一項を「都道府県知事は、対策地域内の農用地のうち、その土壌の特定有害物質による汚染の状況からみて、人の健康を損うおそれのある農畜産物が生産されるおそれのある土壌であり、かつ対策計画による改良、復旧の実施が著しく困難な農用地に限り、関係農民の同意を得て、特別区域に指定することが出来る」と改め、同項の次に次の一項を加え第二項を第三項とし、同条を第十一号とする。

2 都道府県知事は、条例の定めるところにより関係者と協議のうえ、前項の特別区域の農用地

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

日本共産党

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

に於て、作付けすることが不適当な農作物を指定できるものとする。

第二条の次に、次の六条を加える。

(環境基準)

第三条 農林大臣は、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを十分防止しうるような農用地土壌の環境基準を特定有害物質のそれぞれについて定めるものとする。

2 都道府県は、当該都道府県内の農用地の自然的・社会的条件に応じて、必要があると認めるときは、国の環境基準をこえる基準を定めることができる。

(排水基準及び排気基準)

第四条 都道府県は、当該都道府県内農用地の土壌の環境基準を維持するために必要あると認めるときは、水質汚濁防止法、大気汚染防止法の規定による国の排出基準よりきびしい基準を定めることができる。

(土壌汚染施設の設置等の許可制)

第五条 都道府県条例の定めるところにより、土壌汚染の原因となる施設、公害除去装置の設置又は変更を行う事業者は、都道府県知事の許可をうけなければならない。

(常時観測と報告の義務)

第六条 土壌汚染施設を設置する事業者は、当該施設からの排水ならびに排気の汚染状況について常時観測・測定を行うと共に、条例の定めるところにより、都道府県知事に、その結果を報告しなければならない。

(測定結果の公表と立入検査)

第七条 都道府県知事は、前条の測定の結果を公表すると共に、必要な場合はいつでも土壌汚染施設を設置する工場、事業場へ立入検査を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の立入検査の結果をすみやかに公表しなければならない。

(改善命令・操業停止命令)

第八条 都道府県知事は、排水基準又は排気基準

を遵守しない者に対し、処理方法の改善命令、操業停止命令等必要な措置をとることができる。

第九条第二項中「前条第二項の規定」を「前条第三項の規定」と改め、第十二条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業者の無過失責任及び因果関係の確定)

第十四条 工場又は事業場から排出される排水又はばい煙に含まれる特定有害物質による農用地の土壌及び農作物等の汚染について、当該工場又は事業場の設置者は無過失責任を負うものとし、別の法律で定める。

2 土壌汚染施設の確定は、因果関係を推定し、当該汚染施設の反証なき場合は、推定を妥当なものとする。

(費用負担及び損失補償)

第十五条 農用地土壌汚染対策事業に伴ういつさいの経費及び事業実施期間中における農民の損失補償、農作物汚染にかかわる被害補償等については、当該汚染施設の設置者が負担するものとする。

2 費用を負担すべき事業者がすでに存在しなくなっている場合には、国が必要な措置をとるものとする。

第十三条第二項中「除法ならびにその汚染に係る農用地の利用の合理化」を「その汚染農用地の土壌の改良」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第二項を「委員は学識経験を有する者、農民代表、企業代表をもつて構成し農林大臣が任命する。」と改め同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「無償」を削り、同条第二項中「関係人の請求があつたときは」を削り同条を第十八条とする。

第十九条を削り、第十六条を第十九条に、第十七条を第二十条に第十八条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第二十二条 第七条第一項で定める立入検査を拒否したもの及び第八条で定める命令に従わない

ものは、条例の定めるところにより処罰される。